議　事　録

令和７年 10 月 20 日

三浦市下水道事業審議会

１　場　　所　南下浦コミュニティセンター　２階　多目的室２

２　日　　時　令和７年 10 月 20 日（月）15 時 00 分から 15 時 45 分

３　委員の現在数　８名

４　出席委員氏名　植 村　武 次　委員
鎌 田　素 之　委員
千 田　征 志　委員
蛭 田　耕 平　委員
溝 川　幸 二　委員

５　議　　題　（１）第１回審議会の議題に関する意見及び回答について
（２）下水道事業に関する事項（下水道使用料改定）の答申（案）について
（３）その他

６　出席事務局　古川　篤　　上下水道部長兼下水道課長
鈴木　洋平　下水道課 普及促進グループリーダー
石田　琴音　下水道課 主事

事務局（上下水道部長）

ただいまより、令和７年度第２回三浦市下水道事業審議会を開催いたします。上下水道部長兼下水道課長の古川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 本日、長沼委員、飯吉委員、武内委員が欠席ということでご連絡いただいていますので、よろしくお願いいたします。議事に先立ちまして、本日の資料の確認をさせていただきます。机の上に配布いたしました次第と、資料１から３がございます。資料が不足している場合にはお申し付けください。よろしいでしょうか。

それではさっそくではございますが、議事進行に移りたいと思いますので、鎌田会長よろしくお願いいたします。

鎌田会長

はい、それでは本日もよろしくお願いしたいと思います。本日２点議題がございます。まず一つ目は第１回審議会の議題に関する意見及び回答について、それから下水道使用料改定の答申案についてでございます。それでは、まずは１回目の議題に関する意見と回答について事務局の方からご説明をお願いいたします。

事務局（下水道課 GL）

はい。それでは本日の議題、第１回審議会の議題に関する意見及び回答について説明させていただきます。

それでは資料１をご覧ください。第１回審議会の議題に関する意見及び回答をまとめております。全部で２ページ目までで６番までございます。１番から順に説明をさせていただきますが、下の※印の２番目に書いてありますが、≪二重カッコ≫で記載の部分は、第１回審議会当日は回答していないですが、補足としてつけさせていただいております。また、回答等のところに青字で資料３（答申案）との関連性をここに紐付けさせていただいておりますので、見ながら参考にしていただければと思っております。

それでは１番から説明をさせていただきます。意見の内容としまして、コンセッション方式の導入検討時に見込んでいた効果が今回の改定率にどのように盛り込まれているかということでございまして、回答としましては、市職員数は本年度から７人となっており、運営権対価は予定通り運営権者から支払われております。その他の効果についてもコンセッション事業に係るモニタリング結果から効果は出ていると認識しております。一方で物価高騰等の影響から導入前における運営権者側からの提案と実態に差が出てきている状況でございます。 このような事業環境の変化、物価高騰、人口減少等や運営権者側における最新の経営見通し、市側財政の実態を踏まえ、16%の値上げが必要と判断しました。

引き続きまして、２番。投資に関する目標として耐震化にかかる事項が記載されているが現在の耐震化状況を教えていただきたいという質問でございました。当日答えられなかった部分を回答させていただきます。管路施設（重要な幹線等）の耐震化率は現在汚水管 32%、

雨水管３％でございます。 また、処理場及びポンプ場は耐震化工事が必要な状況でございます。公共下水道総合地震対策計画では、令和８年度までにポンプ場、令和９年度までに処理場を、令和 15 年度までに管路施設（重要な管線等）の耐震化工事を完了させるものとして計画をしております。

続きまして３番でございます。改定案の使用料改定を行った場合、三浦市の使用料水準が県内で最も高くなるとのことだが、市民に対してどのように理解を求めていくことを想定しているのか、回答といたしまして、人口規模や地形等の違いから他市町村に比べ、本市は下水道事業の運営に係る費用が多くなってしまう環境であることを説明していきたいと考えております。 また、下水道事業は独立採算制が原則となることから、極力効率的な方法を選択しながら運営はしているものの、物価高騰等を踏まえると今回示した改定が必要になるということで、理解を求めていくことになると考えております。さらに、条例の施行までに十分な周知期間を見込んでおります。こちらが青字で書いてある部分、答申事項で言いますと、資料３オの部分と付帯意見２と関連付けまして、のちほど説明させていただきますが、そちらに反映をする形にしております。

続きまして、４番。使用料の見直しを４年ごととしているが、昨今の物価高騰や人口減少を考慮すると、４年を待たずに計画の見直しが必要になる可能性もあると思われるが、そのような場合において、改定時期の判断基準等はあるか。回答としまして、使用料改定の検討にあたり、近年の傾向を踏まえた人口減少や物価高騰を考慮している。これらは想定より厳しくなることも考えられるが、頻繁な改定は、改定にかかる検討・審議会の実施・改定に伴うシステムの改修、市民への周知、その他様々な手続き等にかかる費用や期間を考慮すると非効率と考えております。そのため、使用料の改定は原則４年に一度と考えております。 こちら資料３の答申案でいうと、イの事項に反映をしております。

２ページ目でございます。５番目、今回の使用料改定は、基本使用料・従量使用料を一律に上げる案となっているが、従量区分に応じて改定率を変えるといったことも考えられる、この点について意見はないかということで、事務局の補足事項でありますが、本来であれば基本水量の見直しや従量区分に応じた使用料について検討を行うことが望ましいと認識しております。 一方で今回試算した改定率は、前回改定時に想定していた値を大幅に上回っているが、これは今回の改定に係る検討を今後必要となる事業を行うための財源を確保しつつ、経営の健全化を図ることを前提に行ったためでございます。加えて、前回改定時には想定されていなかった程の物価高騰等が生じたことも、改定率の上昇に大きな影響を与えております。このような中で検討を行った場合、一部の利用者にとって多大な影響が出ることが懸念されたことから、一律改定が良いと判断しております。

時代に即した下水道使用料のあり方についての検討は必要と考えているため、今後、一程度財政の改善が図られた段階や、水道料金と足並みを揃えて検討するタイミングなどで検討していきたいと考えております。こちらは資料３の答申事項エと付帯意見１と関連付けで整理をしております。

続きまして、６番。 委員会の終了後の事後意見の聞き取りで、長沼委員より意見がございましたので、そちらをまとめております。意見としましては、使用料改定率は条件を変えた財源確保ケースを複数検討しました、とある点について検討経緯等を審議会で確認することも必要ではないかという意見でございました。これに対しまして、事務局として資料を作りましたので、資料２をご覧ください。財政収支見通しにかかる検討ケースの比較ということで、一番左から順に説明します。当初計画ケースではコンセッション方式の導入検討時に計画していた改定率 4.4%を適用したケースで、試算をしております。 こちらがグラフで言いますと、グラフの上から２個目、基準外の繰り入れが増加してしまうということになってしまいます。なおかつ一番下のグラフ経費回収率が 100%未満で推移していってしまうということが分かりました。次にどういった財源確保ケースを検討したかというと、右にいっていただいて財源確保ケース①、一般会計繰入金基準外を段階的に減少させ、コンセッション事業が終了する、令和 24 年度までにゼロ、としたケースを検討しました。 こちらで検討しますと、グラフで言うと、一番上のグラフですけど、改定率が非常に高くなってしまうという懸念がありました。２番目のグラフでは、当然一般会計繰入金は徐々に下がっていくという良い傾向になります。というのがケース１となります。 右にいっていただいてケース２でございます。一般会計繰入金基準外を令和２年度から５年度の平均値 7,500 万円で、将来一定としたケースを検討した結果、グラフの一番上ですが、改定率は 14.8%まで下げられるという試算になっております。ただ２番目のグラフで、基準外繰入金が現状と同程度、そういう設定をしておりますので、縮減が期待されないことが懸念点として挙げられました。続きまして、ケース３、右にいっていただきまして、こちらが今回の下水道使用料の改定案でございますが、一般会計繰入金基準外を職員人件費相当約 6,000 万円としたケースでございます。 こちらのケースですと、一般会計繰入金の縮減が可能となり、改定率も先ほどのケースに比べて低く抑えることが可能となったことから、令和８年度に 16%の改定率となる本ケースを採用することといたしました。以上が検討ケースの比較でございます。ここまでが今回の議題１にあたります、第１回審議会の議題に関する意見及び回答についての説明でございます。よろしくお願いします。

鎌田会長

それでは前回の皆様方からいただいた意見、それから第１回審議会の後にいただいた意見等々ございますが、何かお気づきの点とか、コメントがもしあればいただければと思いますが、いかがでしょうか。皆様方、具体的に委員の名前も記載いただいて回答されてると思いますので、問題ないですか。

溝川委員

第１回審議会の意見が反映されているため、意見は特にございません。

鎌田会長

ありがとうございます。少し気になったのですが、比較のケースを出していただいたのはいいかなと思うのですが、当初計画は4.4%、次も4.4%と、同じような上がり幅で上げていくということだったのですが、今回はポンってあげて、ちょっとあげて、またポンっとあげるということで、これを見てしまうと、当初の計画の変わったところの説明が必要なのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

事務局（上下水道部長）

当初はまず4.4%という数字をなぜ設定したかというと、人口減少しか考えていなかったというのが一つあり、そのために物価上昇を考えていなかったということでございます。当初は平均的に上げようと思っていて、物価が安定していると考えていたので、平均的に上げることが可能だったのですが、今回は平均的に上げるということは物価が安定していないので、そこを考えてもあんまり意味がないというか、次の段階で物価がどうなるかっていうのはある程度見たいというのがありまして、また計画もいろいろその年にかかる修繕とかの計画も、あまり平準化を図るということはしないで、素直にかかる費用に対して利用料金を上げるということで、現段階ではしていますので、少しバラバラな上がり率にはなっているのですが、その後の、次の段階では物価上昇とか費用の平準化とかも見ながら次の段階で上げ方の平準化を考えていこうかなと考えております。

鎌田会長

あまり一気に上げると、住民の方の負担も大きいと思いますので、今ご説明にあった通り、物価が読めないところがあるので、ひとまず上げないといけない分は１段上げさせていただいて、この後少し調整して、またその後どうするかというところだと思います。 なるべく上げ幅は、分散していただいた方が、住民の負担も、理解も得られるかなと思いますので、次以降少しそこら辺をご検討いただいた方がいいかなと思います。あまり先送りすると、財源の話にも関わってくるので、そこが難しいところかと思いますがご検討していただければと思います。その他いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、前回とそれから追加で、このような検討をしていただいて、その上でこのケース３を改定案としてご提示いただいてるということで、説明としては非常に分かりやすくなったかなと思います。 今のご議論を踏まえて、資料３の答申案の説明ということで、事務局からお願いできればと思います。

事務局（下水道課GL）

それでは資料３につきまして、説明をさせていただきます。資料３をご覧ください。下水道事業に関する事項（下水道使用料改定について）答申案でございます。（１）下水道使用料の改定については、資料の１・２から５点を答申事項としております。

まずアとしまして、下水道使用料の改定にあたり令和５年度から導入されたコンセッション方式による運営実績、物価高騰、人口減少等、本市下水道事業を取り巻く環境の変化を考慮した財政収支見通しを検討した。この結果より、現状の使用料を維持した場合、近い将来

に下水道事業の運営に必要な財源が不足することとなったため、今後使用料の改定が必要不可欠であると判断した。イ算定期間は、一般的に３年から５年程度に設定することが適当とされていることから、下水道事業で標準的な４年間を採用し、令和８年度から 11 年度までとすることが適当であると判断した。ウ下水道使用料改定の水準については、下水道事業の健全化を図ることを目的に、経費回収率の向上や一般会計繰入金の削減に係る目標を設定した上で、改定率や一般会計繰入金を変えた複数ケースの財政収支見通しを検討した。その結果、下水道事業の財政と市民への影響の双方に配慮した値として、現行の下水道使用料から令和８年度に 16.0％の改定が必要であると判断した。エ今回の改定は、経営改善が必要な現状に対し、今後必要となる事業を行うための財源を確保しつつ、経営の健全化を図ることを目的としている。また、基本水量や汚水排除量区分別の従量使用料を見直した場合、一部使用者へ多大な影響を及ぼす可能性があることから、今回は使用料体系の見直しは行わずに、全ての用途の基本使用料及び従量使用料に改定率を一律で乗じ、下水道使用料改定案を（２）のとおりとすることが適当と判断した。オ改定時期は、利用者への周知期間を確保するため、条例改正の議決後６か月以上を経過した日から、新たな料金表を適用することが望ましいと判断した。次のページをご覧ください。こちらが先ほどエで説明しました（２）下水道使用料改定案についてでございます。赤字部分の金額が変更となり現行から一律 16.0%改定した金額となっております。付帯意見としまして、１今後下水道使用料の改定を検討する際には、財政状況や下水道の使用実態等を踏まえた上で適正な使用料体系のあり方について検討すること。２下水道事業を円滑に運営していくためには、市民と相互理解を図ることが重要である。 特に下水道使用料の改定は市民生活や事業所経営に及ぼす影響が大きく、本市は県内においても高額な下水道使用料であるため、改定の趣旨や内容等について市民の理解を得られるよう丁寧な周知説明に努められたい。以上が答申案ということで、まとめさせていただきました。説明は以上です。お願いいたします。

鎌田会長

ありがとうございます。 前回のご意見を踏まえて、事務局の方で答申案を作成いただいております。具体的に料金の案もお示し、それから付帯意見も２つ付けていただいてるということです。皆様方から、この答申案を見ていただいて、ご意見であったり、ご質問、それから、もう少しこういうふうにした方がいい、もしくはこういう付帯意見をもう少し付けていただいた方がいい、というところがあればいただければと思いますが、いかがでしょうか。

これ全部 16％でいいですかね。

事務局（上下水道部長）

はい。一律です。

鎌田会長

一律上がっている。どうでしょうか。

溝川委員

僕はいろんな意見を言わせていただきまして、ちゃんと反映させていただいておりますので、僕としてはこのままでよろしいかなと思っております。

鎌田会長

その他いかがでしょうか。

千田委員

事業者さんとかはやっぱり今こういう状況の中でまあ厳しい、値上げっていうのはね、やっぱりその辺の市民への周知っていうのがあるんですけど、事業者さんに対しても、そういう説明とかどんな風になるのか。

事務局（上下水道部長）

前回は、使用量の多い方、結局事業者さんが多くなるのですが、多い方については個別に説明をさせてもらいましたので、今回も個別で説明をさせていただこうかなと思っています。

ただ、東部処理区ですと、あまり事業者さんというのはいらっしゃらなくて、マホロバさんが一番大きくて、前回もご説明に上がって、まあ仕方ないですよね、というお答えをいただいて、上げさせていただいたという経過がございました。前回は上水道も一緒で上水道の方が大きかったものですから、上水道には丁寧に、三崎方面とかですね。事業者さんにも説明させていただきました。 今回下水道だけになりますので、事業者さんにも丁寧に説明をしていきたいと思っております。

千田委員

しっかりと取り組んでいただければ大丈夫です。よろしくお願いします。以上です。

鎌田会長

下水はそうすると、大きなところはないですか。こういう委員会である程度そういう意見を表明できる方が、今後、入ってもらうのも一つの方法かなと思いますし、あまりそういう意見が強すぎるのはどうかと思いますけど、こういう委員会の委員の構成っていうのは非常に難しくて、地域ごととかいろいろな考え方もありますけど、そういう業態の方にもちゃんと入って、ご説明いただくっていうのももちろん一つの方法ではありますけど、こういうところでちゃんとその意見を述べる場があるということも必要なことかなと。あまり数が少ないと、そこをわざわざ入れるというのもどうかなと思いますし、そこは事務局の方でご判断いただければいいかなと思いますが。ご説明いただいてるということであれば、いいのかなと思います。少し参考にしていただければと。

あと一点、参考までに教えていただきたいのですが、三浦市の特徴として、下水道が普及しているところと、そうではないところがあると思うのですが、そうではないところの、実際こういう汚水処理に関わる値上げっていうのがどれぐらいなのかなって、少し気になりま

して。 他の自治体だと、例えば、それなりに下水道普及率は高いところだと一律にあげても、皆さん同じ負担になるのですが、三浦市さんの場合は負担があるところとないところがあって、それ以外のところがもっと上がっているのであれば、物価高騰とか、直接的に上がっているのであれば、この額でいいのかという話になるし、そうすればもっと上げてもいいのではないかっていうところが出てくるので、今回はいいのかなと思うのですが、その辺の情報っていうのは私は全然知識がないので、状況も把握する必要があるのかなと思ったのですが、分かれば教えてください。もしなければ、次回以降そういうことも少し考えていただいて、市民の皆さんが負担してる汚水に関する費用ですね。税金として払うのか、それ以外の方法なのかというところです。 どんな状況なのですかね。

事務局（上下水道部長）

公共下水道区域以外の方の汚水処理というのは、個別の浄化槽です。あとは、汲み取りと思いますが、正直申し上げますと、そこの物価が上がっているとか、上がってないとかっていうのは調べていないのですが、少なくとも運送費とかが当然かかっているので、ガソリン代とかそういうところが、そういったところには反映されるはずだというふうに考えてはおりますが、大変申し訳ないです。そういう金額は調べていないです。

鎌田会長

付帯意見とかどうという話は少しそこが気になるなと思いまして。下水道普及率はもう98%ですとか99%ですという話であれば、皆さん同じように値上げになるので、そこの部分はそんなに気にしなくていいのかなと思うのですが、どうしても下水道普及率が低いと、そういう話が出てくるのと、その一般財源から繰入れる時の、いろいろなご意見も出てくるのかなとか、少し気になったので、次回以降そこを、もう少し可能な範囲で、他の自治体でそんなことやってないよって話であれば、無理してやっていただく必要ないのかなと思うのですけれど、少し私が知ってるケースの中で比較的下水道普及率が低いかなというところだったので、そこは少し考えて、いろいろな意見が出てくる可能性があるのかなと思いました。今回は全然このままでいいかなと思いますが、ご検討いただければいいかなと思いました。

事務局（上下水道部長）

次回に検討するようにいたします。

鎌田会長

その他委員の皆さんいかがでしょうか。

植村委員

一律の値上げなんですよね。 今、人口減少もありますけれど、かなりお年寄りが増えていて。一人暮らしの世帯で下水道を使用しているところもあると思うのですが、そこのところの支払いが果たして追いつくのがどうなのかっていうのは少し心配でとりっぱぐれっておか

しいかもしれないですが、そういうことが起きかねないのかなっていうのが少し心配にはなるのですが、それはどうですかね。

事務局（上下水道部長）

今のご質問というか、ご意見に対してはいくつか答え方があるかなと思っていますけれど、まず非常に使用量の小さな方への配慮という意味では、先ほど申し上げた体系のあり方ということになろうかと思います。 一人暮らしの方とかですと、今、10 ㎥というのが基本使用料になっていますけれど、10 ㎥にいかない方もいらっしゃるという認識もしておりまして、その数量を下げるとかそういったことがそこへの配慮としては考えられるのかなと思いますが、今回は一律にさせていただいて、今後そういったことへの配慮については検討させていただくというのが答えです。あと、とりっぱぐれという意味ではですね、 下水道使用料は上水道の料金と一緒に徴収しておりますので、大変申し訳ないですが給水停止をしていきます。ですので、比較的取れないということは少なくなっております。どうしてもお支払できないという方には支払いの方法の相談にも乗るようにしていますので、そういったところで、なんとかお支払いいただいているのが現状ですので、どうしてもかかる費用として値上げやむなしという判断にはなってしまいますが、そういった方がいることも認識してですね、配慮をしながらやっていきたいと考えております。

鎌田会長

植村委員、よろしいですか。

植村委員

はい。 今後ですね、そういう配慮も確かに必要にはなってくると思いますので、その辺も値上げする際の検討材料としてお持ちいただければと思います。以上です。

鎌田会長

ありがとうございます。下水道はもう今お話しにあったとおり、取れる方法がしっかりしているので、逆にちゃんと配慮をしないと、払えないと本当に給水停止のところに繋がってくるので、基本水量 10 ㎥のお話にあったと思うのですが、お一人の単身世帯、特に年配のお一人の単身世帯とかだと明らかに量を使わない状況になっていると思うので、そこは次回以降少しここだけの話じゃなくて、他の事業体も基本水量を減らしましょうというところですね。その代わり、基本料はちゃんとある程度取りましょうっていうところで、使用者の節水を促すような形、今はもう 10 ㎥で決まってるので、節水したところで料金が安くならないっていうのがあって色々なところでそういうことが議論されてますので、次回以降そこのところは少しご考慮いただいた方がいいかなと思います。 逆に取りっぱぐれないので、そういう払えない方が本当に払えなくて、給水停止というところにつながると思いますので、料金体系に関しては、そこをぜひ市の施策の一つになるかなと思いますので、どの世代、どういうお住まい、どういう家族構成の方にちゃんと施策を届けるかっていうのは非常に重要な課題かと思います。ここは是非ご検討いただければと思います。今そういうご意見出ましたけれ

ども、付帯意見とかはよろしいですか。何か考慮した方がいいっていうこととか、もしくは、ある程度ここには書いてありますけれども、もうちょっと、はっきりと書いていただいた方がいいということであれば、今植村委員の話にあったような内容を加えさせていただくということもあるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

溝川委員

植村さんおっしゃるように、次回の検討材料として付帯意見として残しておく分にはいいのかなと少し思うところはあります。

事務局（上下水道部長）

では、この付帯意見のところを少し修正させていただければと思います。

鎌田会長

そうですね、料金体系、もう少し後でご質問しようかなと思っていますが、あんまりいじると、多分、市役所だけで出来るお話ではなくなって、委託して、パターンをいくつか作れば作るだけお金はかかる話だと思うので、あまりやりすぎるのはよくないのかなと思いますので、自治体の義務を考えるとですね。

溝川委員

５年後に向けてということで。

鎌田会長

少しご考慮いただいた方がいいかと、今ご意見もいただいたので。あまり付帯意見も数が増えるのもどうかなと思いますので、１のどこかで、少し入れる形でやっていただければいいのかなと思います。

あともう一つだけ、今回改定の時に、逓増率の話があって、少し言い忘れたのですが、三浦市さんの下水の逓増率っていうのはほかと比べてどうなのかなって、少し気になって、逓増率というのは水道も下水もそうなのですが、使えば使うほど高くなるということで、大口の方ほど負担が多いという逓増の話が取られてて、今なるべくそこの部分を平準化しましょうと、大体水道も下水道も含めて議論になるのですけれども。逓増率というのが数字で示されたりすることがあるのですが、そんなに高いような気もしなくもないのですが、高いですか。

事務局（上下水道部長）

数字では出ていないのですが、前回の他市との比較を見ていただきますと、量が増えれば増えるほど三浦市の高さが際立っているので、それはすなわち、逓増率が高いということになっていると認識をしておりまして、やはりそこも問題という意味では認識はしておりますが、そこが一番大きく、今回一部分の人に負担が出るとか出ないとかということになってしまうと思っていて、それも今後への課題かなと捉えております。

鎌田会長

一番行政として怖いのは、その大口に依存してた時に大口が抜けた時に結局大きく市民に負担が降りてくるっていう話になると、それもそれで少し色々しんどいなと思うところがありますので、下水は、使ったら流さないといけないですが、水道だともう専用水道にしちゃって、自分たちで、井戸作っちゃって、使いませんという話になると、大きく使用料がなくなって、結局市民の負担が上がるということもあると思うので、あまりそこに頼りすぎるのもよくないのかなと思います。今ご説明の中にその数が少ないところでいろいろ配慮するのはなかなか難しいところもあるのかもしれませんが。一応そこは高いという認識でいいですね。 それをやると、また一般の方の負担が増えて、いろいろ問題は出てきますけれども、そこら辺は委員の皆さんに少し共有いただいて、また次回何か機会があれば、少しご意見として賜れればと思います。

その他よろしいでしょうか。それでは今少し意見をいただきましたので、私の方で事務局と打ち合わせをさせていただいて、最終案とさせていただくということで、修正のご一任をいただいてもよろしいでしょうか。

≪一同異議なし≫

ありがとうございます。それでは答申案の作成を事務局にしていただき、私の方で確認をさせていただいて、最終的に作成をさせていただくということで、進めさせていただきたいと思います。

それでは議題３のその他に関しまして、事務局からご説明をお願いできればと思います。

事務局（下水道課 GL）

それでは本日の議事録についてですが、会長及びご発言のあった委員の皆様の確認を取った上で公表させていただく予定で進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、委員報酬についてですが、11 月末までに振込の手続きを行う予定で進めておりますので、よろしくお願いいたします。 その他は以上でございます。

鎌田会長

はい、それでは今日予定されておりました議題２つ。それからその他の事務連絡に関しまして以上で全て終了いたしましたので、進行は事務局の方にお戻ししたいと思います。よろしくお願いします。

事務局（上下水道部長）

鎌田会長、ありがとうございました。委員の皆様におかれましても、長時間にわたり、ご審議いただき、ありがとうございました。以上で令和７年度第２回三浦市下水道事業審議会を終了いたします。ご協力どうもありがとうございました。